

平成30年10月1日から 事業系ごみ（一般廃棄物）の ごみ処理手数料を改定します。

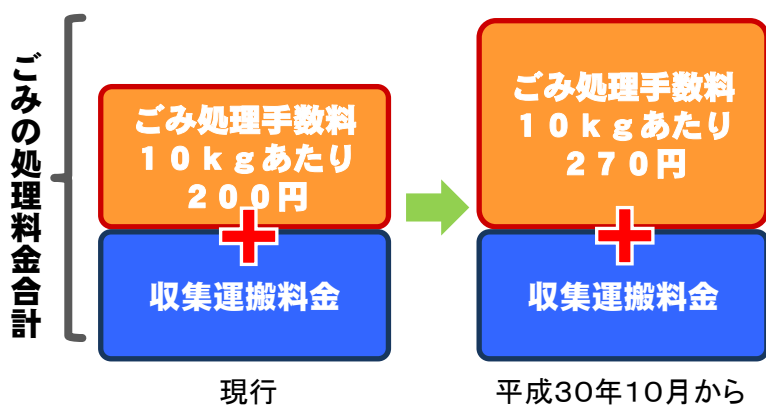
手数料改定に伴い、皆様がお支払いしている「事業系一般廃棄物」の「ごみ処理手数料」が変わります。一般廃棄物収集運搬業者（以下、許可業者）との契約等において、適正な料金負担のご理解とご協力をお願いいたします。

何が変わるの？

「ごみ処理手数料」を10kgあたり
200円から270円に
改定します。

平成30年10月以降の「ごみ処理手数料」については、現在契約されている許可業者にご確認のうえ、適正な処理の負担について、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

一般廃棄物のごみ処理手数料改定のイメージ



ごみ処理手数料ってなに？

事業者から排出されたごみは、許可業者等を通じて適正に処理することが義務付けられています。事業者の皆様がお支払いしている一般廃棄物の「処理費用」は、許可業者がごみを運ぶための料金（収集運搬料金）と、市がごみを処理するための料金（ごみ処理手数料）の合計となっています。

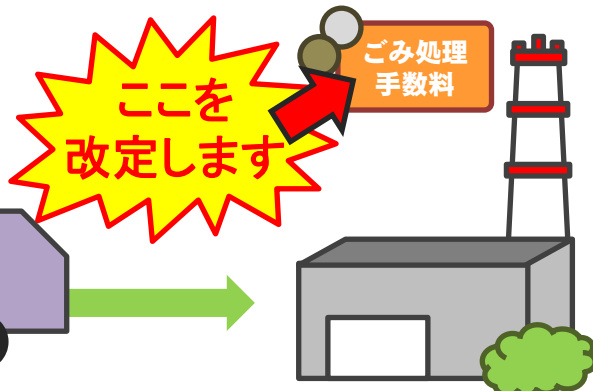
排出事業者



許可業者



市の処理施設



ごみ処理手数料改定 Q & A

Q. 許可業者に私たちが支払っている料金は具体的にいくら変わるの？

A. 具体的にいくら料金が変わるかは、ごみの排出量、排出方法、種類などによって違います。契約されている許可業者にご確認ください。

Q. 許可業者を使用せず、自ら直接、藤沢市のごみ処理施設に搬入する場合の手数料も変わるのか？

A. 藤沢市のごみ処理施設に直接搬入した場合の手数料も改定対象です。

Q. テナント施設のため、事業系ごみはビルの管理会社が一括管理しているが、その場合でも関係はあるの？

A. 事業系ごみをビル管理会社が一括管理している場合は、ビル管理会社が許可業者に支払う「ごみ処理手数料」が変わります。テナント施設の料金の見直しについては、ビル管理会社にご確認ください。

ごみの資源化に
ご協力をお願いします！



『**食品残渣**』、事務所等の維持管理に伴って排出される『**剪定枝や草葉等**』
また『**紙類**』については次の事業者でリサイクルが可能です。
出来る限りリサイクルをお願いします。

なお、リサイクル料金については各事業者を確認をお願いします。

	事業者名	所在地	電話番号
食品残渣	湘南有機リサイクル株式会社	藤沢市葛原1731番地1	0466-49-4020
剪定枝等	株式会社都実業 グリーンリサイクル	茅ヶ崎市赤羽根3895番地	0467-55-2490
	株式会社アグリパートナーズ	藤沢市円行1-13-12	0466-41-9333
紙類	株式会社服部商店	藤沢市立石4丁目2422番地	0466-82-7225
	株式会社金澤紙業	藤沢市白旗4丁目2810番地	0466-81-0865
	株式会社山室	藤沢市宮前641-1	0466-25-5361